

先行都市における自治基本条例の構成要素一覧

1 条例の基本的な項目に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
前文	- 自治体の歴史や自然環境などの特色 - 自治基本条例制定の趣旨や理念 など	○	
目的	- 条例制定の目的について簡潔に記載するもの - 規定例：「自治の基本理念及び基本原則を明らかにする」「市民、議会、執行機関の役割と責務を定める」「参画と協働による自治運営の基本的事項を定める」「市民主体の自治の実現を図る」など	○	
定義	- 条文に頻出する用語の意味を明確にし、解釈上の疑義をなくすために規定するものであり、読み手に対して用語説明を行うもの - 規定例：「市民」「議会」「執行機関」「参画」「協働」など	○	
位置付け・最高規範性	- 自治基本条例が自治体運営の基本的な原則であり、趣旨を最大限尊重しなければならないという旨を規定するもの - 他の条例や規則の制定・改廃や計画等の策定・変更などを行う際には、自治基本条例との整合を図るという旨を規定するもの	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
自治の理念・ 基本原則	- 自治を推進するための基本理念や基本原則を規定するもの - 基本理念の規定例：「自治の主権者は市民」「市民の信託に基づく市政の推進」「個人の尊厳及び自由の尊重」「公正で開かれた市政の推進」「地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進」など - 基本原則の規定例：「情報共有の原則」「参画の原則」「協働の原則」など	○	
市民等の権 利・責務	- 市民の権利及び責務（義務）を規定するもの - 権利の規定例：「市政について知る権利」「市政やまちづくりに参画する権利」「行政サービスの享受」など - 責務の規定例：「地域社会の活性化」「市政や地域の諸課題に対する解決にむけた努力」「市政やまちづくりへの積極的な参画」「納税の義務」「選挙権の活用」など	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
市民活動団体 (コミュニティ) の責務・支援	・ 地域で自主的に公共的活動を行う地域活動団体、公共的活動を行う非営利活動団体のような市民活動団体に対する役割やその支援について規定するもの ・ コミュニティについての定義やその役割、市がコミュニティ活動を支援する旨等を規定するもの ・ コミュニティの規定例：「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」「地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団」など ・ コミュニティの役割の規定例：「地域課題の解決にむけて取り組む」「地域住民の相互の連携を図る」など ・ 市の支援の規定例：「コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重する」「コミュニティの自主性、自立性を損なうことなく、支援を行う」など ※ 総合計画におけるコミュニティの定義 自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
事業者の責務	- 事業者の役割や責務を規定するもの - 規定例：「事業活動等が社会生活に及ぼす影響に配慮する」「地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚する」「社会との調和に努め、まちづくりに取り組む」など	○	
議会の役割・ 責務・運営等、 議員の責務	- 議会の役割や責務、議員の役割や責務等を規定するもの - 議会の規定例：「市の重要な意思決定機関」「市政運営の監視」「積極的な調査研究による政策形成機能の充実」「市民からの意見の聴取」「開かれた議会運営」など - 議員の規定例：「市民の信頼に応え、誠実に職務を行う」「政策の提案、立法に関する活動に努める」「自己研鑽に努める」「地域の課題、市民の意見の把握に努める」など	○	
市長の責務	- 市長の役割や責務を規定するもの - 規定例：「市民の代表者として、市民の信託に応え、権限を適正に行使し、公正かつ誠実に透明性の高い市政を運営する」「自治の推進や市民の福祉の向上に必要な施策を講じる」「市民の意向、地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質の向上に努める」など	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
職員の責務	・ 職員の責務を規定するもの ・ 規定例：「全体の奉仕者として公正、誠実かつ効率的に職務を遂行する」「職務に当たっては、法令、条例等の法規等を遵守する」「職務に必要な専門的知識の習得、能力向上に努める」など	○	

※ WGの検討（案）区分について

○：本市において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本市において盛り込む必要がないと考えたもの

－：本市の市政に合致していない等により、検討を行っていないもの

2 自治体運営の基本原則に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
総合計画	総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための最高位の計画として総合計画を位置付けるとともに、その計画を策定するための根拠を規定するもの	○	
行政評価	- 行政評価を実施するための根拠規定として規定するもの - 規定例：「評価結果の外部への公表」「市民の視点に立った外部評価の採用」など	○	
監査	公正な行政運営を行うために、監査委員制度及び外部監査制度などの整備を行う旨を規定するもの	×	
行政組織	市民に分かりやすい組織体制を編成する旨や、行政を運営する上で、有用な組織体制を編成する旨を規定するもの	○	
財政・財務	- 長期的な視点に立った予算編成を行うとともに、計画的な財政運営を行う旨を規定するもの - 毎年度の予算及び決算、その他市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく公表する旨を規定するもの	○	
外郭団体等 (出資法人等)	市の外郭団体等について、適正な運営を維持するために必要な指導等を行う旨を規定するもの	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
行政手続	適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることに努める旨を規定するもの	○	
法務	- 市政運営のために必要な条例等の制定改廃を、適切かつ積極的に行う旨を規定するもの - 信頼される市政を確立するに当たって、法令等の遵守のための体制を整備する旨などを規定するもの	○	
説明責任	政策等について、市民に分かりやすい説明を行うことに努める旨を規定するもの	○	
意見・要望・苦情等への対応	市民等の意見等に対して適切に対応する旨を規定するもの	○	
要望記録の公開	市民等からの要望を記録し、その対応の経過や結果等について公開する旨を規定するもの ※ 熊本市のみの規定	○	
オンブズマン組織	中立的な立場で市民の権利や利益を擁護し、行政を監視及び行政の改善を図るためのオンブズマン組織を設置する旨を規定するもの	×	

構成要素	盛り込まれている内容	WGの 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
公益通報	・ 市政運営での違法行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備する旨を規定するもの ・ 通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない旨を規定するもの	×	
危機管理	・ 市が市民の生命等の安全を確保するための体制を整備する旨を規定するもの ・ その対応にあたり、市民及び関係機関と連携、協力及び相互支援を行う旨を規定するもの	○	

※ WGの検討（案）区分について

○：本市において盛り込むことが適当であると考えたもの

×

－：本市の市政に合致していない等により、検討を行っていないもの

3 住民自治の仕組みに関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
情報共有・情報公開・情報提供	・ 市政情報を市民に対し公開する旨や、積極かつ迅速に市民へ提供する旨を規定するもの ・ 市が市民と情報を共有するための仕組みづくりについて規定するもの	○	
個人情報保護	・ 市が個人情報を適正に取り扱うとともに、その利用や情報提供等に関し適切な保護措置を講じる旨を規定するもの	○	
参画・協働	・ 市民や議会、市長等のまちづくりの主体が、参画と協働によるまちづくりに取り組む旨を規定するもの ・ 市が市政に対する参画や協働を推進するための仕組みづくりについて規定するもの	○	
子どもの参画	・ 子ども（未成年の市民等）がまちづくりに参加できるよう配慮に努める旨を規定するもの	×	
パブリック・コメント	・ 市の重要な政策等の策定に当たり、案件を事前に公表し、市民から広く意見募集を行うパブリック・コメント手続について実施方法や、その運用手順等について規定するもの	○	
審議会等の公開	・ 市民意見や専門家の意見等を行政に反映させるために市が設置する審議会等（附属機関等）の会議を原則公開とする旨を規定するもの	○	

構成要素	盛り込まれている内容	WG の 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
審議会等への 参加・公募等	市民意見や専門家の意見等を行政に反映させるために市が設置する審議会等（附属機関等）について、市民委員を参画させることや、一部の委員を公募により選任することを規定するもの	○	
住民投票	市政に関し、特に重要な事案について直接市民の意思を確認する手法である住民投票が実施できることや、その結果の取扱いについて規定するもの ※ 住民投票の実施要件や詳細な実施手順等については、案件ごとに条例等を制定して決定すると規定している事例が多い。	○	
地域等協議会	自治基本条例を制定する以前から組織されているまちづくり協議会等についての規定や、市がその活動を支援する旨を規定するもの	×	
都市内分権・ 地域自治区	- 地域の課題解決に向けて、住民自らが取り組むことについて、市が支援する旨を規定するもの - 市町村合併により広大となった市域において、各地域のまちづくりを推進するため、地方自治法に基づき設置した「地域自治区」について規定するもの ※ 豊田市のみの規定	—	

構成要素	盛り込まれている内容	WGの 検討 (案)	懇話会 の審議 結果
まちづくりセンター	地域のまちづくりを推進するための拠点施設であり、自治基本条例制定以前から設置しているまちづくりセンターの役割や、支援内容について規定するもの ※ 札幌市のみの規定	—	
人材育成	公共的活動に関わる者が、能力向上に取り組むことや、将来の公共的活動に関わる人材の育成について努めることを規定するもの ※ 宇都宮市のみの規定	—	

※ WGの検討（案）区分について

○：本市において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本市において盛り込む必要がないと考えたもの

—：本市の市政に合致していない等により、検討を行っていないもの

4 その他の項目に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	WGの検討(案)	懇話会の審議結果
広域連携・国際交流	- 共通する課題あるいは広域的な課題の解決を図るために、周辺市町と相互に協力し連携に努める旨を規定するもの - 国内外の都市等との連携・協力を深めて、得られた情報や知恵等をまちづくりに生かすことに努める旨を規定するもの	○	
国等との関係(団体自治)	国、県等と共通する課題の解決を図るため、対等な関係の下で相互に協力し連携に努める旨を規定するもの	○	
条例運用・見直しの組織、見直し・改正	- 自治基本条例を見直す根拠や条例の運用又は見直しを行うための組織を設置する旨を規定するもの - 次回見直しまでの期間について規定するもの	○	
委任	自治基本条例の施行に関し、必要な事項を別に定めるという委任条項を規定するもの	×	
区に関するもの	政令指定都市が設置する区役所や、区長の役割・責務、区におけるまちづくりなどについて規定するもの	—	
他の条例の制定	自治基本条例の目的や理念に基づく各行政分野の基本条例を制定する旨を規定するもの	—	

※ WGの検討(案) 区分について

○：本市において盛り込むことが適当であると考えたもの

×

—：本市の市政に合致していない等により、検討を行っていないもの

5 新たに盛り込むべきと考えられる要素

構成要素	内容